

(仮称)北九州市プラスチック製容器包装選別施設整備運営事業

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第6条の規定に基づき、(仮称)北九州市プラスチック製容器包装選別施設整備運営事業を特定事業として選定したので、同法第8条の規定により、特定事業の選定における評価の結果を公表します。

平成18年1月27日
北九州市長 末吉 興一

特定事業の選定について

第1 特定事業の名称

(仮称)北九州市プラスチック製包装容器選別施設(以下「本施設」という。)整備運営事業(以下「本事業」という。)

第2 事業概要

北九州市が実施を計画している本事業の概要は、次のとおりです。

1 事業内容

選定事業者は、遅くとも平成19年6月末までに本施設を整備(供用開始時期の遅延について、市が事業者の責めに帰さない特段の事由によるものと認める場合は除く。)し、北九州市が収集し、選別施設に搬入するプラスチック製容器包装の選別・圧縮・梱包作業を実施し、容器包装リサイクル法に規定する分別基準適合物をリサイクル業者に引き渡すまでの間保管するものとします。

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者が本施設を設計、建設し、事業期間が終了するまでの期間施設を所有し、運営及び維持管理業務を遂行する方式(BOO(Build Own Operate)方式)により実施します。

2 整備内容

本施設においては、北九州市が搬入するプラスチック製容器包装等を適正に処理するために必要となる次のような施設、設備等の整備を行うものとします。

- ・ 計量設備
- ・ 受入ヤード(搬入車両がプラスチック製容器包装の排出を行う場所)
- ・ 受入貯留設備(搬入物の貯留機能を有す設備。受入ヤードと一体でも可。)
- ・ 選別ライン
- ・ 圧縮減容梱包設備
- ・ 分別基準適合物貯留設備
- ・ 不適物貯留設備
- ・ 管理棟
- ・ 構内道路、駐車場
- ・ 外構、植栽 等

3 処理委託費の支払いについて

処理委託費は、処理施設の運営が開始された後、運営期間中(本契約締結日から平成34年3月まで)に実施された処理量に応じて変動するように設定しますが、原則的に施設の整備費、維持管理費、運営費(人件費、運転経費、維持補修費等)の合計額として支払われるものとします。

ただし、本施設整備にあたり、環境省循環型社会形成推進交付金（以下、「交付金」という。）の交付を受けた場合、交付金相当額は、本施設竣工後に原則として一括で支払うものとします。この場合、交付金相当額等を勘案し、協議のうえ処理委託費の見直しを行います。

第3 市が自ら事業を実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

1 経費算出による定量的評価

(1) 算出に当たっての前提条件

本事業において、市が自ら実施する場合の財政負担額とPFI方式により実施する場合の財政負担額の比較を行うに当たり、その前提条件を次のとおり設定しました。

なお、これらの前提条件は、比較の際には各々の場合について提供されるサービスは同一の水準であるものと仮定し、かつ民間事業者へ移転されるリスク（リスク調整費）については定量的評価の対象外とした上で市が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものではありません。

表 財政負担額の算定に係る前提条件

項目	市が自ら実施する場合	PFI方式により実施する場合
算定対象とする経費の主な内訳	設計費 建設費 工事監理費 維持管理費 運営費	サービス購入料 ・設計費、建設費、工事監理費 ・維持管理費 ・運営費 等 アドバイザー委託費
共通条件	事業期間 平成18年度から平成33年度 (設計・建設1年、維持管理・運営15年) 施設規模 年間16,100tが適正に処理できること 物価変動 1.8% 割引率 4.0%	
資金調達に関する事項	一般財源 地方債 交付金	出資金 民間金融機関借入 交付金
設計、建設、工事監理及び維持管理、運営に関する費用	市における類似施設の実績及び近年の参考経費等に基づき算定	市が直接実施する場合に比べて、一括発注による効率化が図られ、事業者の創意工夫が発揮され、一定割合の縮減が実現するものとして、民間数社からのヒアリングに基づき算定

(2) 算出方法及び評価の結果

算出に当たっての前提条件をもとに、市が自ら実施した場合の財政負担額とPFI方式により実施する場合の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較しました。

この結果、本事業を市が自ら事業を実施する場合に比べ、PFI方式により実施する場合は、事業期間中の財政負担額について、概ね8%程度の削減を期待することができます。

また、事業者に移転するリスクについては、定量化に対する数値的な検討を行いました。想定される事例により変動があるため、具体的な数値による算定ではなく、定性的な評価に止めることとしました。

2 PFI方式により実施することの定性的評価

本事業においてPFI方式を用いた場合、財政の効率的指標(VFM)の達成によるコスト削減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できます。

(1) 効率的な運営・維持管理の実施

本事業は、PFI方式を用いることにより、設計・建設から維持管理・運營業務までを一括して事業者任せのため、効率化が図られ、また、さらに事業者の創意工夫が発揮され、効率的で、費用の最小化を視野に入れた整備が可能になるものと期待できます。

(2) 施設環境の向上

PFI方式による設計・建設から維持管理・運營業務までの一貫したサービス提供は、施設の稼働や機能性の向上が期待できます。

また、維持管理・運營業務においては、事業者のノウハウが十分に発揮された最適なサービスの提供が期待できます。

(3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階において、あらかじめ発生するリスクを可能な範囲で想定し、その責任分担を市と事業者との間で明確にすることによって、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できます。

(4) 輸送時における環境影響負荷の低減

本事業は、対象物の選別・圧縮・保管等に係る設計・建設・維持管理・運營業務が対象となっているものの、本施設へのプラスチック製容器包装の持込について、収集・運搬効率のよい立地条件を求めることは、コスト面だけでなく、環境負荷低減の観点からも重要な視点であり、市の所有地に限らず、事業者からの自由な提案を受けることにより、収集・運搬効率のよい立地提案を期待することが可能になります。

(5) 財政負担の平準化

市が自ら実施した場合は、短期間に初期投資費用を計上することとなるのに対して、P F I方式で実施する場合は、本施設の設計、建設、維持管理、運営等の業務に要する財政負担をサービス対価として毎年度支払うことから、財政負担を平準化することが可能になります。

3 総合的評価の結果

本事業をP F I法に基づく事業として実施することにより、市が自ら本事業を実施する場合と比較して、事業期間を通じた市の財政負担額について概ね8%の削減を期待することができるとともに、定性的事項についても効果が期待することができます。

以上の結果、本事業をP F I事業として実施することが適切であると認められるため、本事業をP F I法第6条に基づき特定事業として選定します。

(北九州市環境局環境政策部計画課)